平成２９年（フ）第２７０号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷209番地９
レオパレスストリームＢ206号
破産者　藤原　誉祥
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
熊本市中央区坪井５丁目10番27号　ホワイトハウス202、前住所熊本県宇城市小川町住吉1107番地１
破産者　吉田　美正
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４９０号
熊本市中央区八王寺町16番１―101号　ハーモニー八王寺Ａ
破産者　野村　尚彦
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
大分県豊後高田市新地1620番地３
破産者　水ノ江研也
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５６号
大阪府堺市南区槇塚台３丁１―24府公社槇塚台団地1302号室、開始決定時の住所大阪府岸和田市下池田町１丁目６番30号
破産者　和氣　善二
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
大阪府泉佐野市長滝951番地の２　Ａ―102、前住所和歌山県和歌山市大谷845番地166
破産者　水野　淳己
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
秋田市南通亀の町12番46号　グリーンハウスＡ101、前住所秋田市南通みその町２番１号
破産者　鈴木　正一
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４１号
埼玉県蕨市中央３丁目19番19号　Ｙ’ｓコート201号、旧住所広島県広島市東区愛宕町５番23―205号
破産者　宮本　宣行
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７５号
さいたま市西区大字指扇631番地　グリーンパレス指扇Ｃ棟201
破産者　山田　育範
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０８号
埼玉県鴻巣市本町３丁目３番８―202号　シティーホームズ鴻巣本町、旧住所神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町１丁目26番地10　グレイス天王町203号
破産者　井野口将人
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４７号
さいたま市岩槻区城南４丁目６番75号　レオパレス城南Ⅱ204号、旧住所千葉県柏市青葉台１丁目６番９号
破産者　阿部　卓也
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1947番地の24
破産者　金子智惠子
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２３号
神奈川県平塚市唐ケ原14番地の２　ピュア湘南102号、前住所神奈川県中郡大磯町西小磯41番地
破産者　岡田　昌弘
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０７９号
札幌市中央区南６条西７丁目７―７―1003号室、住民票上の住所札幌市豊平区西岡２条11丁目７番26号
破産者　工藤　雅文
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
宮城県角田市角田字泉町47番地１　パルシティ泉202号
破産者　ＳＵＧＡＩ　ＭＥＬＡＮＩＥ　ＨＡＬＩＭ（スガイ　メラニー　ハリム）
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第５９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町99番地１
破産者　村上　勝彦
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４７２号
埼玉県川越市大字今福３番地３
破産者　吉田　和也
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部